

電波遮へい対策事業

高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされ、携帯電話等が使用できない地域において、電波中継施設を設置して携帯電話等を利用可能にするなど、電波の適正な利用を確保する。

1 施策の概要

高速道路トンネル等において、電波中継施設の整備を行う一般社団法人等に対して、国がその設置費用の一部を補助する。

国 1 / 2 (または 1 / 3)	一般社団法人等 1 / 2 (または 2 / 3)
---------------------	---------------------------

- ア 事業主体 : 一般社団法人等
- イ 対象地域 : 高速道路トンネル等
- ウ 整備施設 : 電波中継施設 (無線設備、光ケーブル等)
- エ 国の補助率 : 1 / 2 (鉄道トンネルの場合 1 / 3)

2 イメージ図

(例) 吹込み方式の場合

